





克啓 議員

問 大金を事業者に先払いする とは考えなかったのか ことについて、

リスクがある

る約3億 概算払いと今後について

き出された請求を検討した結果、概算払 補助金等交付規則、交付決定通知に基づ いを行いました

えるがどうか。 していただくべきであったと考

問 現場で工事が始まる前の段

階において、国費の窓口であ

農林水産部長

けることは可能であったのか。 費を財源とした概算払いを受 る県に概算払いを請求し、国

農林水産部長

概算払いであったと考えてい および補助金交付決定による う前提で、補助金等交付規則 ており、適法な手続きによる 請求に基づき概算払いを行つ 年度内に事業完了するとい

払いをするということでしたの

出来高に応じて県から概算

では県からの概算払いはあり で、市が概算払いをした段階

ませんでした。

問 資金計画では、国の補助金 られたのか。 いを受ける前に、 助事業者は、市からの概算払 けることになっていたが、 以外の8億円以上は融資を受 融資を受け

だき、それまでの工事資金は

自己資金や融資によって対応

ングまで事業者に待っていた

を受けることができるタイミ

国費を財源とした概算払い

答 農林水産部長

いました。 き請求があり、概算払いを行 よび補助金等交付規則に基づ 前提として、交付決定通知お んが、6月の時点では融資を とした確認はできておりませ その点については、しつかり

問)大金を事業者に先払いをす るとは考えなかったのか。 ることについて、リスクがあ

農林水産部長

概算払いを行ったものです。 た請求について検討した結果、 付決定通知に基づいて出され 補助金等交付規則および交

> 判所に受理されており、 要があると考えるがどうか。 助金が返還されていない中、 象にはならない。いまだに補 還を優先するように求める必 要請し、工事よりも市費の返 事業者に直ちに工事の中止を からの工事も一切補助金の対 農林水産部長 補助金返還請求の訴状が裁

めます。 らゆる手段を講じて返還を求 士とも調整し、引き続き、 弁護



事業地の状況

間補助金の交付決定が取り消

され、これまでの工事もこれ